

日本郵政共済組合では、オンライン資格確認システム（※）を使用し、新たに組合員となった方が当組合に加入する前に加入していた保険者（以下「旧保険者」という。）に、特定健診情報の提供を依頼する場合があります。

情報提供に同意をしない場合は、「[オンライン資格確認等システムによる保険者からの特定健康診査情報の提供に関する不同意申請書](#)」（以下「不同意申請書」という。）を提出してください。

※オンライン資格確認システムとは…

医療保険制度の効率的な運営を図るためのシステムであり、機能の1つとして、旧保険者において、高齢者の医療の確保に関する法律 第20条に基づいて実施された特定健康診査（以下「特定健診」という。）の情報を、旧保険者が新たに加入する保険者に提供することが可能です。

特定健診情報は以下の目的で提供を受けます

- 1 特定保健指導の実施
- 2 健康ポータル（共済組合から加入者への特定健診結果の情報提供）の実施
- 3 禁煙施策（卒煙プログラム）の実施
- 4 歯科保健指導の実施
- 5 複数リスク及び重症化予防等の保健指導

※**不同意申請書を提出した場合は、これらの施策を利用できない場合があります。**

※不同意申請書は、保険者ごとに提出する必要があります。

当共済組合に不同意申請書を提出した後に、他の保険者に異動し、引き続き特定健康診査情報の提供に同意しない場合は、異動先の保険者に、再度「不同意申請書」を提出する必要があります。

※不同意申請書を提出されなかった場合、必要に応じて前保険者に特定健診等のデータ提供を依頼することがあります（過去の特定健診結果等を活用して適切に特定健診等を実施するために、必要がある場合のみ。）。

特定健診情報は、
健康管理に必要不可欠な情報です。
みなさまのご理解ご協力をお願いいたします。

